

第3次つくば市障害者計画 進捗評価表

基本理念	基本目標	大目標	番号	事業	事業概要	所管・担当課	進捗評価（原則R7.9.30時点）	
							進捗評価 (5段階)	評価の根拠（取り組んだ内容や成果・課題など）
障害の有無にかかわらず、安心して自立した生活を送ることができる共生社会								
	1 共生のまちづくりの推進							
	1-1 啓発・広報活動の充実							
	1	市民への啓発活動	障害の特性に対する理解と認識を深めるため、各種障害福祉に関連した講演会等のイベント情報を発信することにより、啓発・広報活動に努めていきます。	障害者地域支援室	B	障害者週間の期間中に、障害者施設等の物品販売の機会と障害福祉関連の講演会の場を設け、障害福祉に関する理解促進を図りました。		
				社会福祉協議会	B	誰でも気軽に参加できるスポーツやレクリエーションを通して、知的障害者の方の心身のリフレッシュを図るとともに、ボランティアの交流を深めることを目的に実施されている「みんなでDoスポーツ！」（毎月第2日曜日）事業開催についてチラシ、ホームページにより啓発に努めました。		
		2	市広報紙の活用	市広報紙への掲載を通して、障害者に対する情報提供に努めていきます。	障害福祉課	B	制度の改正や新規事業について、市広報紙への掲載により情報提供しています。	
					3	ホームページの活用	市ホームページ及び市公式SNS等を活用し、市民に対する正確・丁寧・迅速な情報提供を図ります。	広報戦略課
	障害福祉課	B	制度の改正や新規事業について、必要な情報を正確・迅速に提供するため、市ホームページの情報更新を迅速に行っています。					
	4	障害者週間を通した啓発・広報活動	障害者週間（12月3日～9日）を通して、市民全ての人々が障害に対する理解と認識を深めるための啓発・広報活動に努めていきます。	障害者地域支援室	B	令和7年12月4日～5日に、障害者施設等で作製した小物や、商品等を市役所内で販売し、会場でチラシ配布による広報活動を行いました。今後も、当該期間中にイベントを開催するなどとして、啓発・広報活動に努めていきます。		
				1-2 地域づくり				
	5	障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画	つくば市障害者計画、つくば市障害福祉計画、つくば市障害児福祉計画を策定する際、関係者ヒアリングやアンケート調査などによるニーズ把握を行い、利用者にとって望ましい形での施策への反映に努めます。	障害福祉課	B	現行の計画については年に1度進捗評価を行い、必要に応じて見直しを行っています。また、次期計画の策定に向け、市民2,300名を対象としたアンケート調査、福祉団体や相談支援事業所を対象としたヒアリング調査を行います。		
				6	障害者自立支援協議会	地域における障害者への支援体制に関する課題について、関係機関等が情報を共有し、連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っていきます。	障害者地域支援室	B
	7	つくば子育てサポートサービス事業	子育てについて援助を受けたい人と援助をしたい人により会員組織を作り、地域の人々が子育て家庭を支援することを目的とし、子育て家庭を支えるネットワークのひもとくことをします。				こども政策課	A
				社会福祉協議会				
	8	生活支援体制整備事業	地域の多様な主体がメンバーとなり、その地域ならではの支え合いの仕組みづくりを話し合う場である「第2層協議体」を圏域ごとに設置し、協議体と協力しながら地域の様々な活動をつなげ組み合わせる調整役として、地域の実情に詳しい「生活支援コーディネーター」の配置を行っています。	地域包括支援課	C	第1層協議体は、住民主体の会議とするため、各圏域の第2層協議体から7名の地域住民が参加し、計画どおりに会議を開催することができました。会議では、活発な意見交換を行い、各圏域の取組状況や市全体に共通する課題等の協議や情報交換を行いました。第2層協議体では、地域によってコアメンバーとも協議をするなど、各圏域の特徴に合わせた地域での新たな集いの場、生活支援の場、情報共有の場を創出し、計画どおりに実施することができました。今後は、地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体の力を組み合わせたケアマネジメントとの連携を推進することで、高齢者の生活に選択肢が増え、変化が生じるような環境づくりの促進を行う必要があると考えています。		
				社会福祉協議会				
	9	地域見守りネットワーク事業	地域によっては、ふれあい相談員を早急に設置する必要があるため、その地域に適した相談役を見つけ、設置に向けて積極的な働きかけ、見守りが必要な方に対し、地域で見守ることのできる仕組みづくりを進めていきます。社会福祉協議会を中心とした小地域福祉活動の基礎づくりを推進します。	社会福祉協議会	B	ふれあい相談員数は、目標（170名）に達しなかったものの、地域の様々な方の理解と協力により118名（目標達成率69%）となっている。見守り登録者が死に、施設入所等により277名となり、29名減少している。ふれあい相談員と民生委員との顔合わせを兼ねた懇談会を持つことで、地域の状況について共有しながら、連携しながら取り組んでいる地域も増えつつある。		
				社会福祉課		令和6年度は利用会員登録者数28名、延べ利用件数287件であり、実績としては令和5年度と同程度でした。令和7年度は9月末現在で利用会員登録者数30名、延べ利用件数151件でした。また、事業の周知、理解を促める活動として、令和6年度は、ふれあい相談員の懇談会に参加し、事業説明を実施しました。令和7年度は、7月及び9月に地域の高齢者向けの社会資源に関する勉強会に参加し、事業の概要説明のほか利用会員、協力会員の募集活動を実施しました。課題は、サービスを提供する側の協力会員の高齢化や家庭状況の変化により、登録人数が減少していることです。登録人数の減少により、新規の依頼があった場合に調整が難航することが想定されるため、引き続き広報活動に力をいれつつ、協力会員を確保していくことが必要であると考えています。同居ご家族の状況で公的な障害福祉サービスの居宅介護が利用できない方に利用いただくなど、障害をお持ちの方にも利用いただくため、計画通りに利用が進められています。		
	10	さわやかサービス事業	さわやかサービス事業などの住民参加型サービス等について、窓口及び相談等の際に事業の利活用と周知を図り、事業普及の促進を支援していきます。	社会福祉協議会	B			
社会福祉協議会								
1-3 インクルーシブ教育の普及								
11	市内小中学校・義務教育学校と特別支援学校との交流促進	市内小中学校・義務教育学校と特別支援学校との交流を通して、障害児に対する理解を深めます。	(学び推進課)	B	特別支援学校在籍の児童生徒から希望がある場合は、居住地の小中学校・義務教育学校との交流会を行っています。引き続き障害理解のため各学校への事業周知を行います。			
			特別支援教育推進室					
12	福祉体験教室	手話や点字、車いす体験など、児童生徒が体験的に福祉を学ぶ機会を得られるよう努めます。	社会福祉課	B	新たに「福祉体験・ボランティア活動メニューリスト」を作成し各学校の教員に配布し、福祉体験等の機会に繋がるよう努めています。			
			社会福祉協議会					

第3次つくば市障害者計画 進捗評価表

基本理念	基本目標	大目標	番号	事業	事業概要	所管・担当課	進捗評価（原則R7.9.30時点）	
							進捗評価 (5段階)	評価の根拠（取り組んだ内容や成果・課題など）
			13	福祉教育や特別支援学校との交流学習の実施	つくばスタイル科の時間や特別活動を通して福祉教育の充実を図るとともに、交流及び共同学習を実施していきます。	学び推進課	B	つくばスタイル科において、関係団体等と連携を図りながら福祉に関する体験を実施するなど、体験活動を通して福祉に関する意識の涵養を図っています。
			14	障害のある児童生徒の教育の充実	学校等の要請に応じ巡回相談を実施し、指導及び支援の方法や支援体制について助言を行います。 県立特別支援学校と市内小中学校等との連携を図り、多様な交流を実施します。併せて、通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習を推進します。 障害のある児童生徒が安全に安心して学校生活を送れるよう、教員の指導補助を行う特別支援教育支援員を、必要に応じ小中学校等に配置します。	特別支援教育推進室	B	小中学校・養護教育学校への巡回相談について、県立特別支援学校から令和5年度38回、令和6年度92回、令和7年度（4月～9月）52回、特別支援教育推進室からは令和5年度15回、令和6年度47回、令和7年度（4月～9月）12回実施しており、学校からの依頼は増加傾向にあります。 小中学校・養護教育学校に年度当初配置した支援員は、令和5年度157人、令和6年度167人、令和7年度190人です。 学校等の実態を把握し、引き続き支援体制の整備に努めます。
			1-4 ボランティア活動の促進					
			15	ボランティア活動基盤整備事業	ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険の受付や福祉機材の整備・貸出しを行います。また、ボランティア・市民活動を支援する団体助成事業を実施していきます。	社会福祉課 社会福祉協議会	B	事業概要通り継続支援を実施しています。
			16	ボランティア育成・支援・研修事業	小中学生や青少年に対し、体験等を通して福祉やボランティアへの興味や関心につながる機会を提供します。 ボランティア活動を希望する市民に対し、活動の基本となる知識や必要な技術等を習得するための講座を開催しボランティアの育成に努めます。	社会福祉課 社会福祉協議会	B B	新たに「福祉体験・ボランティア活動メニューリスト」を作成し各学校や地区に配布し、福祉体験等の機会が増えるよう努めています。様々な体験の機会を提供する「福祉体験教室」については、令和6年度は12回開催し、延べ538名が受講しました。 また、令和7年度は、小学生の夏休み期間中に開催した体験講座の体験コースを6コースから8コースに増やしたことで、参加者数が令和6年度の200名から221名に増加しました。一方で、参加者等から「もっと目立つ開催案内が欲しかった」という意見が寄せられたため、今後小中学校への事業周知などを念め、より効果的な広報を行う必要があると考えています。 また、市民ボランティア育成講座として令和6年度は聴聴講座を開催し、29名が受講しました。今後もボランティア活動に必要な知識の習得を目的とした講座を開催し、ボランティアの育成に努めていきます。
			17	ボランティアネットワーク支援事業	ボランティア連絡協議会と連携し、ボランティアの情報交換や交流、活動発表の機会等を持ちボランティア間の横のつながりの強化に努めます。	社会福祉課 社会福祉協議会	B	ボランティア連絡協議会と連携し、ボランティア活動の情報発信や情報交換の機会を持つ取り組みを実施しています。
			18	ボランティアセンター広報事業	ホームページや「つくばボランティアセンター-NEWS」等でボランティア活動にかかわる情報を発信していきます。	社会福祉課 社会福祉協議会	B	HPやボランティアセンターNEWSの発行や他、ボランティア活動団体情報マップ等を作成し情報発信を行っています。
			19	ボランティアセンター運営事業	ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の希望や受入、悩み等の相談対応を行ったり、情報提供や需給調整を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会	B	ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアに係わる相談対応を行っています。
			20	各種奉仕員養成講座の開催	視覚障害者や聴覚障害者のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、各種奉仕員養成講座（手話・要約筆記・点訳・音訳）を開催します。	障害者地域支援室	B	視覚障害者や聴覚障害者の生活支援や社会参加を促すために必要な支援技術を学ぶ機会として、各種奉仕員養成講座を開催しています。
			21	介護支援ボランティア事業	介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを奨励し、高齢者自身も社会参加活動を通して介護予防を推進します。	地域包括支援課 社会福祉協議会	C	介護支援ボランティアの活動者について、令和6年度は実12名、令和7年度（上半期）は実10名でした。 また、介護支援ボランティア交流会で意見交換等を行い、ボランティアのニーズの把握を行うことができました。 介護支援ボランティア受入施設数は、令和6年度56施設、令和7年度から認知症カフェ事業者を受入施設に追加し、令和7年度67施設（R7年11月11日現在）となり増加傾向にあります。今後は、ボランティア登録者の実活動人数を増やすため、ボランティアと施設のマッチングを積極的に行う必要があると考えています。
			22	聴聴ボランティア事業『おうちde交流』	ひとり暮らしの高齢者や関心ももたない高齢者などへの社会交流の場の提供として、市の費成講座を受けた聴聴ボランティアが自宅に伺います。	地域包括支援課	C	聴聴ボランティアの利用者延べ人数は、令和6年度は286名、令和7年度上半期は159名で、ボランティアの実活動者数は、令和6年度は33名、令和7年度上半期は34名（昨年度からの継続含む）でした。令和7年度はたくさんボランティア登録者に活動をしてもらう試みしており、実活動者数が増加傾向にあります。引き続き、聴聴ボランティア事業の利用の周知に努め、利用者の申し込みに繋げていきます。
			2 生活環境の整備推進					
			2-1 住宅政策の推進					
			23	つくば市市営住宅長寿命化計画	市営住宅の長寿命化のための大規模改修工事では、バリアフリー等に配慮した仕様での改修を促進します。また、建て替えについては、構造や間取り等に関しても障害者や高齢者世帯に配慮した居住水準・仕様での整備を推進します。	住宅政策課	B	1団地の1棟（金田住宅1棟）で市営住宅の浴室改修工事を実施し、新たに浴室内へ手摺を設置し、浴室出入口の段差を小さくしました。
			24	重度障害者住宅リフォーム補助事業	重度障害者に対し、在宅で過ごしやすい環境を整備するための住宅改修補助制度の周知を行い、専門職（理学療法士、作業療法士）と協力して相談に応じられる体制の整備を図ります。	障害福祉課	B	市ホームページ及び障害者福祉ガイドブックに掲載し周知を図りました。必要に応じて専門職と協力し、相談を受けられる体制を整備しています。
			25	つくば市民間賃貸住宅情報提供事業	障害者や高齢者世帯等の住宅確保要配慮者に対し、低額な民間賃貸住宅の情報を窓口で提供し、市内における安定した居住の確保を図ります。	住宅政策課	B	住宅確保配慮者の入居を拒まない登録セーフティネット住宅について窓口や電話で情報提供を行いました。また、宅地建物取引業協会より提供を受けた低額家賃の民間賃貸住宅情報の開示は、令和7年12月末までに7件で、うち障害のある方は1件でした。
			26	住居確保給付	離職・廃業から2年以内、または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方で、住居を失った方（または失う恐れの高い方）に対し、一定期間家賃相当額を支給するとともに、再就職に向けた支援を行います。	社会福祉課	B	新規申請件数については、令和4年度53件、令和5年度26件、令和6年度16件、令和7年度10月末現在で9件受けています。コロナ禍以降、申請件数は減少傾向にありますが、支援が必要な方を制度に結び、適切な支援を実施することができました。 住居確保給付金を支給した方に対しては、ハローワーク等での就業相談のほか、定期的な面談を行い、求職活動の助言等の支援を行っています。
			27	グループホームの利用促進	新規参入事業所の迅速な情報収集に努め、事業者情報を的確に把握し、特色ある事業などを実施している事業者の情報提供を積極的に行います。	障害福祉課	B	茨城県から県内207事業所の空床情報を入手し、市内の相談支援事業所に適時情報を提供しています。 また、新規事業所の設置や既存事業所から空床情報の提供があった際にも情報を提供しています。
			2-2 都市施設・道路の整備					
			28	施設環境の整備	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、特定公共施設の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えの工事をしようとする者から届出を受け、審査することで、整備基準に適合していることを確認します。また、必要に応じて、届出者に指導及び助言を行うことで、整備基準に適合させ、全ての人が安全かつ容易に社会参加できるための環境整備を目指します。	障害者地域支援室 建築指導課	B B	建築指導課を通して届出の受け付けを受け、整備基準の適合の確認を行いました。 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく工事届が、令和6年度は11件、令和7年度（4月～9月）は12件あり、整備基準をもとに審査及び指導を行い、適合していることを確認しました。

第3次つくば市障害者計画 進捗評価表

基本理念	基本目標	大目標	番号	事業	事業概要	所管・担当課	進捗評価（原則R7.9.30時点）	
							進捗評価（5段階）	評価の根拠（取り組んだ内容や成果・課題など）
			29	道路の修繕・改修	路面凹凸の解消については、地区要望、通報及びパトロールなどを基に、修繕・改修工事を実施していきます。	道路管理課	B	地区要望、通報及びパトロールを基に、修繕・改修工事を実施しました。（令和6年度及び令和7年9月末までの修繕・改修工事件数：613件）
			30	バリアフリーマスタープランに基づいた取組みの推進	つくば市バリアフリーマスタープランに掲げる基本理念・基本方針に即した各取組みを進めることで、市内のバリアフリー化を着実に推進していきます。	企画経営課	B	多様な関係者により構成するつくば市バリアフリーマスタープラン推進協議会を令和7年3月13日に開催し、マスタープランに設定した市の関連施策の進捗状況や市民の主体によるバリアフリー化に向けた取組を共有し、各事業の望ましい方向性等について意見交換を行いました。
			31	市内公共施設等バリアフリー化整備方針の推進	市内公共施設等のバリアフリー化に向けた整備方針を検討していきます。	公共資産利活用推進課	B	公共施設のバリアフリー整備に係る方針の策定に向け、障害者、高齢者等の団体代表者や有識者と意見交換会や公共施設点検を実施し、バリアフリーの好事例の共有、課題と解決策の検討などを行いました。
			2-3 交通手段の確保					
			32	福祉有償運送事業	福祉有償運送事業実施団体の参入に努めることによって、公共交通機関を利用することが困難な人に対して、外出の利便を図っていきます。また、実施団体へ補助金を交付し支援していきます。	高齢福祉課	A	福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等に対して補助金を交付することにより、身体障害者、要介護認定者等の交通手段の利用を十分に確保することができない方の社会参加の促進を図りました。また、新たに2事業所の登録申請を受け、運営協議会で協議し、承認しました。 各年度末時点延べ利用者数（R1：2,693、R2：1,947、R3：1,917、R4：2,375、R5：2,744、R6：3,871） 事業者が継続して運営できるよう、引き続き支援を行うとともに、今後の運営支援について検討していきます。
						障害者地域支援室	A	令和6年度の利用件数が前年度と比較して1,127件増となっていることから、当該事業の需要が高まっており、公共交通を利用することが困難な方の外出の利便性の向上に寄与しているものと考えています。
			33	コミュニティバス・デマンド型交通運行業務	公共交通に関する調査・分析を行い、コミュニティバスやデマンド型交通を運行することにより、移動利便性の高い公共交通網の形成に努めます。	総合交通政策課	A	■コミュニティバス (1) つくばコミュニティバス「つくバス」 ・令和6年度は基の基準改正やバス運転士不足を踏まえ、全シャトルで減便を伴う改正を実施しました。便数は前年度比平日平均13.6%減、休日（土日祝）平均32.8%減となった一方で、路線沿線の病院や高校への通勤・通学など利用者の要望を踏まえ臨時便を設定したため、年間延べ利用客数は約112万人と、過去最高の利用者数となった前年度から約1万人減少と影響を最小に抑えられました。 ・令和7年度は前年度実施した減便により車内座席が常態化した北部シャトルにおいて、特に混雑する夕方の時間帯に1往復増便する改正を実施しました。前年度の減便から便数の復元はしていないものの、上半期のつくバス全体利用者数は前年度同期を上回る数値となっています。 (2) 筑波地区支線型バス「つくばね号」 ・駅停車に引き続き、年に2回、地方法民（区長、民選委員）との意見交換会を実施し、利便性向上等について検討しました。 ・令和6年10月から令和7年9月までの1年間は目標である1便当たり利用者1人以上を達成しました。 ■オンデマンド交通「つくたく」 ・令和6年度は令和7年4月からのAIオンデマンドシステム全面導入に向け、システムの運用など準備しました。 ・令和7年度はつくば市のすべての地区でAIオンデマンドシステム導入し、1時間1便制を廃止などの改正を実施しました。車両の空きに前して、臨時予約を可能としたことから運行本数が増加した結果、利用者数は前年度同期を上回る数値となっている一方で、システムで乗り合いを優先することで目的地まで運回することがあり、課題となっています。
			34	ノンステップバス導入促進事業	移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、つくバスのノンステップバスでの運行に加え、路線バスへのノンステップバスの導入を推進していきます。	総合交通政策課	A	■つくバス ・ノンステップバス100%導入済み ■路線バス（関東鉄道） つくば市ノンステップバス導入補助金交付要項に基づき、令和6年度の申請受付を行い、路線バスへのノンステップバス導入を促しました。 ・令和6年度はノンステップバス車両3台、E/Vバス車両2台の計5台に補助を実施しました（補助額：108万円）。 ・令和7年度は補助金の活用意向を確認中です。 ※平成29年度末時点で、全車両のバリアフリー化（ノンステップバス又はワンステップバス）の導入は達成済みです。
			35	障害者運賃割引制度	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している人及びその介護者（1名）を対象に、つくバス・つくタク・つくばね号の運賃の割引（半額）を行います。	総合交通政策課	A	障害者割引実施数 つくバス：運行事業者が集計困難であることから、未集計 つくタク：令和6年度 4,211人（介護人含） 令和7年4月～9月 2,752人（介護人含） つくばね号：令和6年度 197人（介護人含） 令和7年4月～9月 74人（介護人含）
			36	福祉タクシー制度の充実	障害者の社会参加の促進を図るため、障害者福祉タクシー券の助成制度に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。	障害者地域支援室	B	令和7年4～9月分の交付者数が、前年度の同時期と比較して約9%増となり、障害者の社会参加の促進につながっており、引き続き啓発に努めます。
			37	交通系ICカードによる鉄道・バス利用運賃の助成	障害者の社会参加の促進を図るため、交通系ICカードによる鉄道・バス利用運賃の助成制度に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。	障害者地域支援室	B	令和7年4～9月分の交付者数が、前年度の同時期と比較して約59%増となり、障害者の社会参加の促進につながっており、引き続き啓発に努めます。
			38	障害者の運転免許取得・自動車改造の助成	障害者の社会参加の促進と日常生活の利便を図るため、運転免許取得・自動車改造の助成を実施して、交通手段の確保を支援します。	障害者地域支援室	B	就労等に伴い、自動車運転免許取得及び自動車改造を行う場合に必要な費用の一部を助成しています。 免許取得費申請者数：R6：3人、R7（9月末）：0人 改造費申請者数：R6：1人、R7（9月末）：0人

第3次つくば市障害者計画 進捗評価表

基本理念	基本目標	大目標	番号	事業	事業概要	所管・担当課	進捗評価（原則R7.9.30時点）		
							進捗評価 (5段階)	評価の根拠（取り組んだ内容や成果・課題など）	
		3 安全・安心な暮らしの確保	3-1 防犯・防災体制の充実						
			39 防犯・防災に関する啓発・広報			市民等に対し、防犯・防災に関するパンフレット等の回覧・配布により、防犯・防災に関する知識の普及を図ります。	防犯交通安全課	B	令和6年度 ・区会回覧：5回回覧 ・広報つくば：2回掲載 令和7年度（12月末時点） ・区会回覧：4回回覧 ・広報つくば：3回掲載 ・つくスマ：2回発信 区会回覧、広報紙等、つくスマを活用して、いばらきポリスへのアプリ加入、自動車盗難、二セ電話、住宅侵入盗等の防犯に関する啓発・広報活動を行いました。今後も引き続き、これらの媒体を活用し、啓発・広報活動に努めていきます。
							危機管理課	A	令和6年5月に桜川と小貝川の洪水浸水想定区域に対してマイ・タイムラインの周知を行いました。令和7年4月には開催された各地区の区会連合会総会において、ハザードマップ改定の周知に加えて避難の在り方やマイ・タイムラインの作成を呼びかけるとともに、備蓄品の用意や防災情報取得のための準備を行うよう説明したほか、同年5月には自治会に加入している全戸を対象に、同様の内容の文書を配布して啓発に努めました。また、令和6年及び令和7年の5月には、全区長あてに補助金交付要項等とともに自主防災組織に関するパンフレットを送付し、組織の結成を促しました。 市広報紙やかわら版には防災啓発に関する記事を10回掲載しました。学校や区会等に出前講座を27回、防災イベントで災害への備えに関する啓発を5回実施（茨城トヨタみどりの店、駒郷公園、つくば国際会議場、市民ホールつくばね、つくばフェスティバル）し、自宅の安全対策や備蓄等の防災対策について啓発を行いました。
			40 地域見守りネットワーク事業			住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるように、地域住民による助けあい活動や支えあい活動を推進し、地域住民が福祉関係者と協力、連携しながら見守りが必要な方に対し地域で見守ることのできる仕組みづくりを進めます。	社会福祉協議会	B	ふれあい相談員数は、目標（170名）に達しなかったものの、地域の様々な方の理解と協力により118名（目標達成率69%）となっている。見守り登録者が死に、施設入所等により277名となり、29名減少している。ふれあい相談員と民生委員との顔合わせを兼ねた懇談会を計3回で、地域の状況について共有しながら、連携しながら取り組んでいる地域も増えつつある。
			41 避難行動要支援者への支援			避難において支援が必要な障害者の状況を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援関係者に提供するとともに、避難支援個別計画の作成を依頼し、災害時における地域の支援を推進します。	社会福祉課	B	令和7年9月末時点において避難行動要支援者2,123名のうち、個別避難計画書作成率は1,264名で、作成率は59.5%でした。令和6年度末時点では50.7%であったため、作成率は上昇しています。 今後も地域の高齢者、障害者世帯など支援者が身近にいない方を優先して個別避難計画の作成を推進していきます。また、個別避難計画の作成依頼の通知への未返答者については、通知発送だけでなく、市職員による電話連絡、訪問等により作成率のさらなる向上に取り組んでいます。
			42 福祉避難所の受入れ体制の構築			指定避難所で過ごすことが困難な人のために、災害時に福祉避難所として開設が可能な福祉施設等と避難行動要支援者の受入れに関する協定を締結するなど、緊急時の受入れ体制を構築します。	社会福祉課	B	令和7年9月末時点における福祉避難所の指定状況は、29か所であり、その内28か所については民間施設と福祉避難所としての協定を締結し、緊急時の受入れ体制を構築しました。
			43 障害特性に応じた災害時支援			障害者が普段から自助の力を高めるとともに、支援をする人にも特性や困りごとの理解や適切な対応方法を理解してもらうよう、障害者と支援を行う人のための防災ガイドブックの周知に努めます。	障害者地域支援室	B	自立支援協議会にて作成した防災ガイドブックを市のホームページに掲載、イベント時に配布するなど周知を行いました。
			44 医療的ケアが必要な人への災害対応の支援			日常生活で電源を必要とする医療的ケアが必要な人に対し、避難支援個別計画作成の支援を行い、災害時に備えるため作成したガイドブックの周知に努めます。	障害福祉課	B	毎年1回、市で把握している医療的ケア児者に、ガイドブック周知のための個人通知を送付しています。今年度は新たに市独自で作成した「災害時連携シート」も併せて周知しました。また、希望の方へは家庭訪問等で個別にガイドブックの利用方法の説明を行っています。
			45 防災訓練プログラムの導入			地域住民と連携した防災訓練や防災訓練プログラムの体験の機会を設けていきます。	社会福祉協議会	C	新型コロナウイルス感染拡大により、住民と連携した防災訓練等を実施することは難しい状況となっています。職員のみで行う災害ボランティアセンター設置訓練は継続しています。
			46 福祉体験教室			従来の福祉教育プログラムに加えて、防災訓練プログラムを導入し、体験を通して学びの機会を提供します。	社会福祉課 社会福祉協議会	B	福祉体験教室のメニューに災害時の対応を学ぶメニューを加え、依頼に応じて実施しています。
			3-2 消費者被害等の未然防止						
			47 消費者被害等の未然防止			市民全体が正しい認識を持ち、地域でも支えられるようにするため、消費者教育を推進し、注意喚起情報の提供に努めます。	消費生活センター	B	消費者トラブル対処法に関する出前講座を実施し、令和6年度は15件、参加者357名、令和7年度（4～9月）は5件、82名が受講しました。その他、広報つくばやホームページへの注意喚起情報の掲載、つくスマ、つくバスデジタルサイネージ、パネル展、街頭啓発（まつりつくば、スーパー店頭でのチラシ配布等）により啓発活動を実施しています。消費者被害やトラブル防止を推進するため、引き続き最新情報等の発信、周知に努めます。
			48 消費者トラブルの相談			消費者トラブルに遭ってしまった場合の相談業務の充実とともに、相談窓口の普及啓発に努めます。	消費生活センター	B	消費生活相談件数は、令和6年度1,527件、令和7年度（4～9月）は847件です。消費者トラブル等に適切かつ迅速に対応するため、消費生活相談員が最新の情報や知識を習得できる研修機会を確保して質の高いサービスの提供に努めています。また、消費生活センター案内チラシを作成し、市の広報コーナーや窓口及び啓発イベント時に配布して周知しています。

第3次つくば市障害者計画 進捗評価表

基本理念	基本目標	大目標	番号	事業	事業概要	所管・担当課	進捗評価（原則R7.9.30時点）	
							進捗評価 (5段階)	評価の根拠（取り組んだ内容や成果・課題など）
			4 権利擁護の推進					
			4-1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実					
			49 成年後見制度利用支援事業		成年後見制度の利用支援を目的に、審判請求費用や成年後見人等に対する報酬を助成します。また、身寄りがいないなど後見等開始の審判請求を行う人がいない障害者等を対象に、市長が審判開始の申立てを行います。	障害者地域支援室	B	令和6年度は3件の実績がありました。必要に応じて事業者に、適切な利用ができるよう情報提供を行っています。
				地域包括支援課	B	親族がいない場合や親族による申立てが見込めない方に対して成年後見制度市長申立てを行うとともに、成年後見制度を利用する被後見人等で資力が少ない者等に対して報酬等を助成することで、適切に成年後見制度を利用できるよう支援することができました。 【令和6年度】 ・市長申立て件数 4件 ・報酬助成 3件 【令和7年度】＊9月末時点 ・市長申立て件数 3件 ・報酬助成 0件		
			50 成年後見制度推進事業		法人後見を実施することで、判断能力に支援を要する方の権利を擁護するとともに、住み慣れた地域において安心して暮らし続けられるよう支援します。併せて、制度の普及啓発、市民後見人の養成、後見監督人の受任等を行います。	社会福祉協議会	B	進捗状況は組織の期待や要求どおりに進んでいます。 認知症、知的障害、精神障害のため、判断能力が不十分になった方などが、制度を活用することで、安心して日常生活を送ることができるよう支援しました。尚、令和3年4月からつくば市成年後見制度利用促進基本計画によりつくば成年後見センターが市内ネットワークの中核機関として活動しています。 (1)実施体制…専門員3名（社会福祉士、精神保健福祉士） (2)実施内容…ア中核機関業務…利用支援（相談2,802件）、講座・研修会の開催、広報活動、後見人支援、利用支援会議（後見人等候補者受任調整）、市民後見人支援 イ法人後見人受任業務（延16人）
				障害者地域支援室	B	社会福祉協議会に設置されているつくば成年後見センターにより、制度に関する相談や専門職や市民向けの講座を開催するなど周知啓発が実施されました。 社会福祉協議会では、平成30年10月から法人後見受任を開始し、R7年9月末時点では16件受任、うち6件は後見終了となっています。		
				地域包括支援課	B	成年後見制度を推進する中核機関として設置しているつくば成年後見センター（つくば市社会福祉協議会委託）において法人後見を実施し、支援を要する方の権利を擁護するとともに成年後見制度に関する入門講座及びテーマ別講座、専門職向けの相談会等を開催し制度の普及啓発を行いました。また、R6年度に市民後見人養成講座を開催し、8名が受講修了しました。		
			51 日常生活自立支援事業		認知症や知的・精神障害等で判断能力の不十分な方々に、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理、書類等の預かり等を実施します。	社会福祉協議会	C	進捗状況は概ね組織の期待や要求どおりに進んでいます。 (1) 専門員7名（兼務5名）、生活支援員18名 (2) 実績 ア福祉サービス利用手続き及び日常的金銭管理の援助4,194回 イ利用料1,100円/時間（生活保護受給者免除） ウ契約者数36名（認知症高齢者10名、知的障害者6名、精神障害者20名） エ新規契約者数13名（認知症高齢者7名、知的障害者2名、精神障害者4名） (3) 書類預かりサービスの実施 ア利用料…500円/月（生活保護受給者免除） イ契約者数…12名（認知症高齢者2名、知的障害者2名、精神障害者8名）
			4-2 障害者虐待防止のための体制の充実・強化					
			52 障害者虐待防止事業		「つくば市障害者虐待防止センター」を設置し、24 時間365 日体制で、障害者への虐待に関する通報の受理、障害者の保護のための相談・指導及び助言を行うほか、障害者への虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発を行います。	障害者地域支援室	B	つくば市虐待防止ネットワーク運営委員会を開催したほか、ガイドブックの配布やHPで障害者虐待防止の周知を行いました。 令和6年度の相談件数は30件、うち7件は虐待案件対応、令和7年9月末時点での相談件数は10件、うち2件虐待案件対応。
			4-3 差別の禁止					
			53 障害者差別解消法の主旨の普及啓発		障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、職員に対しては、適切に対応するために必要な研修を行い、市民に対しては、市のホームページ等にて普及啓発に取り組みます。	障害者地域支援室	B	障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を、市職員全員が閲覧・参照できるよう電子書庫において共有しています。市民に対しては、市のホームページへの掲載やパンフレットの設置等により普及啓発を行いました。
				人事課	B	令和6年7月3日及び令和7年7月2日に課長補佐級研修において「障害者差別解消推進研修」を実施しました。今後も障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について正しく理解するための研修機会の確保に努めていきます。		
			54 合理的配慮支援事業		障害者の社会参加の促進を図り、誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを推進することを目的として、事業者や住民自治組織が、コミュニケーションボードの作成・物品の購入・工事の施工を行った場合に補助金を交付します。	障害者地域支援室	B	市広報、市ホームページで周知しているほか、つくば商工会の会報や産業者等にチラシを配布するなどして周知広報を実施しています。 H30～R5：14件、R6：3件、R7：0件（9月末）
			55 選挙等における配慮の充実		選挙等において、障害者が円滑に投票できるよう必要な配慮を行います。	選挙管理委員会事務局	B	希望のあった土足不可の投票所に対し靴の脱ぎ履きのためのサポートエリアを設置しました。投票用紙の枠線を見えやすくするための投票用紙記名補助員を導入しました。
			5 地域生活の充実					
5-1 日常生活支援の充実								
56 障害福祉サービス提供体制の充実		相談支援事業所と連携し、利用者が適切なサービスを受けることができるように、障害者の個々のニーズ、社会的資源を的確に把握するとともに、社会的資源の整備・促進と質の向上を図ります。	障害福祉課	B	相談支援事業所が福祉サービスの利用者に対して適切なサービスを提案できるよう、市内に新規事業所の設置があった際や、近隣市町村等の事業所から情報の提供があった際に、市内の相談支援事業所に情報の提供を行っています。			
	57 地域生活支援事業の充実		相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の円滑な実施に努めるとともに、利用者のニーズに即したサービスの充実を検討していきます。	障害福祉課	B	既存の事業を円滑に実施してきたほか、利用者のニーズに応じて随時要綱を見直し、対象者及び品目の拡大を行いました。		
58 福祉支援センターの充実		福祉支援センターにおいて、障害者の日常生活動作等の機能訓練や社会適応訓練等の充実を図ります。	障害者地域支援室	B	社会福祉法人等への事業委託により、支援のノウハウを活用すると共に、定期的に専門職を派遣して支援を継続しています。			
59 短期入所事業等への参入の促進		既存の障害福祉サービス事業者に対し、障害児等に対する短期入所事業や生活介護事業、日中一時支援事業への参入を働きかけます。また、新たに居住系の福祉サービスを開始する事業所に対しては短期入所等への参入を働きかけていきます。さらに、県と連携を図り、円滑に事業所指定の手続きが進むよう支援し、新規参入しやすい環境づくりに努めていきます。	障害福祉課	B	既存の障害福祉サービス事業に対し、短期入所事業や生活介護事業、日中一時支援事業への参入についての情報提供や課題の共有等を行いました。また、新規参入を検討している事業所から事前協議等の際に、相談を受け付け助言等を行いました。			
60 グループホーム事業の充実と利用促進		共同生活援助（グループホーム）の新規開設や施設整備について、関係機関と連携して支援していきます。また、開設後は、相談支援事業所を通じて、利用希望者に積極的に情報を提供することで、利用を促進していきます。	障害福祉課	B	共同生活援助の新規開設や施設整備を検討している事業所に対して、補助金や貸付金の案内を行っています。 令和7年度は3事業所が補助金、2事業所が貸付金の申請を行いました。 事業所が新規に開設した際には、市内の相談支援事業所に情報提供を行い、利用を促進しています。			

第3次つくば市障害者計画 進捗評価表

基本理念	基本目標	大目標	番号	事業	事業概要	所管・担当課	進捗評価（原則R7.9.30時点）	
							進捗評価（5段階）	評価の根拠（取り組んだ内容や成果・課題など）
			61	施設情報の提供	利用者一人ひとりに合った福祉サービスの利用を目指し、事業所ガイドブックを作成・更新して、新規参入事業所や既存事業所の特色ある事業などの情報を利用者に迅速に提供していきます。	障害福祉課	B	市内及び近隣市町村の各事業所から情報を収集し、令和7年度版の各種障害福祉サービス事業所一覧と就労系障害福祉サービス事業所ガイドブック、障害児通所支援事業所ガイドブックを作成・配布し、市ホームページに掲載しています。
			62	日中活動系サービスや居住系サービス事業への参入促進	各種の障害福祉サービス事業への新規参入を促進するため、県と連携を図り、円滑に事業者指定の手続きが進むよう支援していきます。	障害福祉課	B	新規で障害福祉サービス事業への参入を考えている事業者と事前協議を実施し、申請に向けた相談を受け付け、情報提供や助言等を行い、円滑に手続きが進むよう支援しています。
			63	車いす貸し出し事業	車いすが一時的に必要な人などで既制度の利用ができない人に対して、車いすが利用できるよう貸し出しを行います。	障害福祉課 社会福祉協議会	B B	車いすを常時貸出できるよう整備を行っており、10台常備しています。 障害をお持ちの方の一時的な体調不良やけが、障害福祉サービスで車いす購入ができるまでの移動手段としての活用をしていただいたりしており、計画通りの利用ができています。
			64	宅配食事サービス事業	配食サービスを活用しながら、心身の障害等の理由で調理や買物が困難な高齢者の安否確認や健康保持を図っていきます。	高齢福祉課	B	食事を調理することが困難なひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に対し、栄養計算された高齢者向けの弁当を委託業者が調理・宅配することにより、利用者の健康維持・安否確認を実現しています。 各年度末時点利用者数（R1：145、R2：140、R3：162、R4：125、R5：110、R6：99） 安否確認事業であることを理解していただき、引き続き事業を実施していきます。
			65	難病患者への支援	難病患者の支援については、保健所との連携を含め、関係機関と協力し進めていきます。また、手帳取得対象外の難病患者で制度に該当する方には、障害福祉サービスによる支援を行っています。経済的支援としては、難病患者福祉金を支給します。	障害福祉課	B	毎年4月、保健所に対し難病患者福祉金周知文の配布を依頼しており、対象となる方への周知を図っています。また、補装具や日常生活用具の対象となる方の相談に応じ、医師意見書の内容に沿って車いすや電気式たん吸引器などの給付を行っています。
			66	障害基礎年金・各種手当等	障害基礎年金・心身障害者扶養共済事業・その他各種手当支給事業等により、障害者（児）やその介護者に対し、経済的な支援を行います。	医療年金課 障害福祉課	B B	法定受託事務である障害基礎年金の請求は、受付及び内容確認後速やかに土浦年金事務所（日本年金機構）へ送付しています。 特別児童扶養手当や特別障害者手当等の各種手当について、障害者手帳交付時に対象となる方に対して説明を行い、申請を促しました。
			67	水道料金の減免	障害者の日常生活支援のため、使用者からの申請により規程に基づく水道料金の一部減免を行います。	上下水道業務課	B	障害を理由とした水道料金減免適用世帯数は、令和6年度は2,541世帯、令和7年度上半期は2,580世帯と増加傾向にあります。 今後も福祉を必要とする方が制度を利用できるよう周知に努めていきます。
			5-2 保健・医療・福祉・教育の連携					
			68	全庁的な連携体制の強化	障害福祉に携わる関係各課の連携を推進し連携体制の強化を図ります。	障害福祉課	B	必要に応じて関係各課との協議を行い、全庁的な連携を図っています。
			69	福祉に関する職員研修の計画的実施	福祉に関する職員研修を計画的に実施し、市民の福祉の増進を基本として、市民の立場に立て考え、行動する職員を目指します。	人事課	B	令和6年9月20日及び令和7年9月25日に新規採用職員等を対象に、市民の視点に立った円滑なサービスの提供を目的として日常の身の回りに存在する障害を自ら体験する「ユニバーサルデザイン研修」を実施しました。今後も筑波技術大学と連携しながら、継続的な実施に努めていくとともに、次年度は既存の研修に加え、「障害平等研修」を実施し、学びを日々の行動につなげることで障害に対する理解の促進を図っていきます。
			70	発達相談	障害福祉課の臨床心理士を中心に、発達気になる児童の保護者等から相談を受け、早期に適切な支援をしていくことにより、児童の発達を促し、保護者の育児を支援します。また、関係機関との連携を図ります。	障害福祉課	B	子育て総合支援センター、保健センターを中心に、令和6年度は延べ409件、令和7年度上半期は延べ215件の発達相談を行いました。その中で、関わりに工夫が必要な児童に対する対応の提案や、必要に応じて保健センター、こども未来センター、特別支援教育推進室等との連携を図るほか、医療機関や福祉サービス等の利用につなげています。
			71	のびのび子育て教室	母子健診の事後フォローの親子教室として、集団遊びを通して幼児の発達を促し、また母親が幼児との関わり方について学ぶことができるよう育児支援に努め、療育が必要だと判断された場合は、必要な社会資源（療育等）につなげていきます。	こども未来センター	B	障害福祉課臨床心理士等が、必要なケースに対して療育や病院リハビリへの利用支援を行っています。 教室では集団遊び、個別相談支援を実施しました。 児の延べ参加人数 令和6年度 246人 令和7年度4月～9月 128人 実施回数：年24回（2会場、各HIC月2回実施） 1歳6か月児健診事後フォロー教室として実施しました。
			72	高次脳機能障害への支援の充実	高次脳機能障害普及事業の拠点機関である茨城県高次脳機能障害支援センターや高次脳機能障害支援協力病院と連携を強化して、支援を図ります。	障害者地域支援室	B	高次脳機能障害のある方の相談があった場合は、茨城県高次脳機能障害支援センター等と協力し支援しています。
			73	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進事業	関係機関と連携し、その人の心や身体の状態に合った最も相応しい在宅サービスの提供を行うため、関係者の連携による精神科領域も含めた地域包括ケアシステムの充実に努めます。	障害者地域支援室	B	自立支援協議会のおとな部会において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて事例を交え協議を行いました。今後は、支援がより充実したものになるよう、庁内でも連携を進めていきます。
			74	医療的ケア児の相談支援	医療的ケア児等が在宅生活を送る上で必要なサービスの紹介や相談を受け、関係機関につなぐことで、安心して生活できるよう支援していきます。	障害福祉課	B	医療的ケア児とその家族に対して、転入や退院時には、必要なサービス等の御案内をしたり、また関係機関との連携を支援しています。令和6年度は延べ36件、令和7年度上半期は延べ10件の相談を受けています。
			5-3 相談支援体制の充実・強化					
			75	障害福祉制度についての相談対応の充実	障害者相談支援事業者や関係機関等と連携しながら、利用者の身体状況や生活環境に応じた適切なサービスが受けられるよう体制を整備し、他部署とケース情報の共有を図ります。また、利用者の障害特性等を含めて、ITやICT技術を活用した相談対応について検討を進めていきます。	障害者地域支援室	B	障害者地域支援室を中心に、障害者相談支援事業者や関係機関と連携して相談対応を図っています。
			76	女性のための相談室運営事業	女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどについて、必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう相談・支援を行っています。相談体制については、業務の効率化を図るとともに、相談事例が複雑化・困難化してきているため、他機関との連携強化をしています。	ダイバーシティ推進室	B	DVや人間関係など女性が抱える多様な問題に対し、電話相談、一般相談、心と生き方相談、法律相談を電話や面談形式で実施しました。令和8年度からの配偶者暴力相談支援センター事業の開始を見据え、令和7年度はより包括的な支援体制を目指し、関係機関と庁内の関係各課との連携を強化しました。 令和6年度213回実施、相談件数延べ617件 令和7年度9月末現在、110回実施、相談件数延べ327件

第3次つくば市障害者計画 進捗評価表

基本理念	基本目標	大目標	番号	事業	事業概要	所管・担当課	進捗評価（原則R7.9.30時点）	
							進捗評価（5段階）	評価の根拠（取り組んだ内容や成果・課題など）
			77	家庭児童相談業務の充実	要保護児童対策地域協議会において、児童相談所、教育局、保健所等の関係機関と個々のケースに応じて適切な役割分担をし、綿密な連携を図ることにより、育児不安、虐待、発達、ヤングケアラー等の家庭児童相談業務を充実させます。	こども未来センター	B	関係機関と会議等を通して、役割分担の明確化及び情報共有を密に図ってきました。 【令和6年度実績】 ○虐待防止ネットワーク運営委員会：1回（定期開催） ○要対協実務者会議：3回（定期開催） ○要対協個別ケース検討会議：20回（必要に応じて開催） 【令和7年度】 ○虐待防止ネットワーク運営委員会：1回（定期開催） ○要対協実務者会議：3回（定期開催） ○要対協個別ケース検討会議：18回（9月末時点）
			78	発達相談	発達相談を実施することで、発達に課題のある児童を早期に発見して、適切な指導及び支援サービスにつなぎ、児童の発達を促すとともに、保護者の育児支援を実施し、相談業務が円滑に実施できるよう努めます。	障害福祉課	B	子育て総合支援センター、保健センターを中心に、令和6年度は延べ409件、令和7年度上半期は延べ215件の発達相談を行いました。その中で、関わりにより工夫が必要な児童に対する対応の提案や、必要に応じて保健センター・こども未来センター、特別支援教育推進室等との連携を図るほか、医療機関や福祉サービス等の利用につなげています。
			79	こころの健康相談事業	「こころの問題」で悩んでいる人に対し、適切な指導を行い、精神的健康状態が維持・増進できるよう体制づくりに努めます。また、相談事業の周知を強化し、必要時、他機関との連携を充実していきます。	こども未来センター	B	・障害福祉課臨床心理士等による発達相談を実施しました。 【実績】令和6年度 156人(延) 令和7年4～9月 82人(延) ・保護者の困り感や児の発達について相談を行いました。
			80	在住外国人への相談窓口の周知強化	障害のある外国人も言語に問わず適切に相談することができるよう、外国人相談窓口の周知強化を図るとともに、担当課と連携を図りながら対応します。	健康増進課	B	こころの健康相談事業では、精神科医による対面での個別相談を年12回、1回当たり2人に実施し、実績は令和6年度17人、令和7年度（9月末まで）12人でした。相談内容は、対人関係のストレス、DV、ひきこもり等であり、状況に応じて、他機関につなぐなどの対応を取りました。
						国際都市推進課	B	外国人相談窓口において障害のある外国人からの相談については関係各課と連携しながら対応に当たっています。
			5-4 総合拠点・地域拠点の整備					
			81	地域生活支援拠点等の整備	障害者等の地域での暮らしや自立を希望する人への支援を推進するため、相談、緊急時の対応、体験の場としての機能等を備えた地域生活拠点等の整備を進めています。	障害者地域支援室	B	市内の障害福祉事業所に対して事業の説明会を実施したほか、利用者向けの説明会も実施しました。また、相談支援事業所向けに、緊急時の対応についての研修を実施しました。 令和6年度 利用事前登録申請者数：20人 登録事業所：13事業所 令和7年度（9月末） 利用事前登録申請者数：25人 登録事業所：18事業所
			82	相談対応部署間の連携強化	障害福祉課と地域包括支援課等の庁内部署、及び関係機関の相談を受ける担当者の連絡・連携を密にします。庁内部署間ではケース情報の共有に取り組み、適切な部署で相談に対応できる体制を整備します。	地域包括支援課	B	毎月開催する地域包括支援センター定例会をとおして、庁内関係機関との意見交換会を実施することで顔の見える関係性や連携の強化を図りました。また、必要に応じて庁内部署間でケース検討を行い、連携した対応を実施しました。
						障害者地域支援室	B	地域包括支援課、こども未来課、社会福祉課や保健センターなど庁内の相談対応部署との連絡調整のほか、外部の相談支援機関と適切なケース情報の共有を行い、複雑化・複合化した事例にも対応しています。
			83	児童発達支援センターの整備	発達に課題のある又は障害のある子どもや家族への支援を行う療育拠点として、児童発達支援センターの整備を進め、障害児を支援する機関との連携づくりや援助、助言などの地域支援を行います。	障害福祉課	B	春日庁舎を改修し整備する計画とし、令和6年8月に設計業務委託業者と契約を締結し、令和6年5月～令和7年7月に基本・実施設計を実施しました。令和8年1月～令和9年1月に改修工事、令和9年度に開設する予定で準備を進めています。
			5-5 福祉人材の確保と育成					
			84	つくば市介護職員就労スタートアップフォロー給付金	つくば市内の介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所に新規で勤務を開始した方又は長期離職から復帰した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付します。	高齢福祉課	B	36名に給付金を交付しました。 より広く介護事業所等を支援するため、令和7年度に向けて対象職種および対象サービス種類の追加を行いました。
			85	つくば市介護職員キャリアアップ費用給付金	つくば市内の介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所に勤務している方で、介護職員初任者研修または実務者研修を修了した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付します。	高齢福祉課	B	6名に給付金を交付しました。 より広く介護職員等を支援するため、令和7年度に向けて対象研修種類の追加を行いました。
			86	事例検討や研修を通じた人材育成	福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所連絡会を開催し、研修や事例検討を実施するなど、人材育成に取り組みます。	障害者地域支援室	B	令和6年度自立支援協議会の子ども部会において、障害児サービス事業所連絡会の企画を行い、開催しました。
			5-6 コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化					
			87	コミュニケーション支援サービスの充実	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえた条例を制定し、情報取得や利用、意思疎通に係る施策を推進します。聴覚・言語機能・音声機能障害のため意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者等の派遣、支援のための各種専任員養成講座の実施等を行いコミュニケーション支援サービスの充実を図ります。	障害者地域支援室	B	条例の策定については、障害者団体等にヒアリングを行い、意見交換の場を設けました。 また、聴覚障害者等に対して、手話通訳者及び要約筆記者の派遣のほか、点訳専任員や手話専任員などの各種専任員養成講座を実施しています。受講終了後、ボランティアサークルでの活動を案内し、多くの方が情報取得や意思疎通の促進に係る活動を行っています。
			88	障害福祉サービス事業所情報の収集と迅速な情報提供	障害福祉サービス事業所とネットワークを密にすることで、事業所利用に関する情報の収集に努め、迅速・適切な情報提供を行います。	障害福祉課	B	市内及び近隣市町村の各事業所と電子メール等で連絡を取り合える体制を整え、情報を収集・共有しており、市民や相談支援員等から相談を受けた際に、必要に応じて情報提供を行っています。
			89	視覚障害者等の読書環境整備	小説などの録音資料（CD）、大きな活字の本、点訳ボランティアが作成した点字絵本、やさしく読めるLLブック、電子書籍などを備えています。	中央図書館	B	大きな活字の本2,087点、点字資料259点（うち点字絵本225点）、LLブック50点、小説などの録音資料（CD）550点、電子書籍5,341点を所蔵しています。録音資料、電子書籍の量的拡充を図りました。特別な配慮を必要とする子どもたちのために、易しい言葉で書かれたLLブックや子ども向けの大きな活字の本等が並んでいる「りんこの棚」を設置しています。
			90	聴覚障害者等の緊急通報	119番FAXと緊急通報システムNET119は、聴覚や発話に障害があり、音声での緊急通報が困難な人を対象とした通報システムです。119番FAX 登録者に対しては、毎年通報訓練を実施、適正なシステム運用を図っています。申請受付・相談窓口を開設しており、聴覚や発話に障害がある人がスムーズに緊急通報できるよう、今後も市民への広報に努めています。	消防指令課	B	申請受付及び相談窓口では、必要に応じて手話通訳者を配置し、登録申請と各種相談業務を円滑に進める体制を整えています。NET119登録時には、パンフレットを活用した視覚的支援により、利用者の理解促進に努めています。また、FAX119システムの加入者に対しては毎年通報訓練を実施し、緊急時の迅速かつ正確な通報体制の維持に注力しています。広報活動については、市ホームページにおいて、各システムの概要及び通報手順をイラストを用いてわかりやすく説明するとともに、NET119に関しては紹介動画も掲載し、多角的な情報提供を行っています。加入者数は、FAX119が昨年増減の23人、NET119については昨年度より6人増の97人と増加傾向にあります。

第3次つくば市障害者計画 進捗評価表

基本理念	基本目標	大目標	番号	事業	事業概要	所管・担当課	進捗評価（原則R7.9.30時点）	
							進捗評価（5段階）	評価の根拠（取り組んだ内容や成果・課題など）
			91	市役所窓口におけるコミュニケーション支援の充実	開庁日に手話通訳者を設置し、各窓口で手話対応を行います。 磁気コイル付補聴器をお持ちの方が利用可能な磁気ループシステムを、障害福祉課窓口に設置しています。 筆談ボードを障害福祉課窓口に設置し、筆談対応を行います。	障害者地域支援室	B	庁内に手話通訳者を設置し、随時、障害のある方に対して、窓口職員との意思疎通の支援を図っています。また、令和4年度からは、庁舎にいる手話通訳者が、通訳で手話通訳サービスも提供できるよう、通信端末等を整備しています。 ●窓口設置事業延べ利用者数 R6：301人 R7.9月末：151人
6 保健・医療体制の充実								
6-1 健康づくりの支援								
			92	健康管理システムの活用	新健康情報管理システムを導入し、各窓口（健康増進課・保健センター・いきいきプラザ）間で健診や予防接種等、市民の健康情報を共有化し、統一された保健サービスの提供を図っていきます。	健康増進課	B	・成人健診・母子保健・予防接種等、市民の健康情報をWebシステムで共有、情報の一元化・指導方法の統一化・窓口での即時対応を実施しています。 ・年に1度システムの見直しを行い、改修を実施し、標準化に沿った定期更新を行っています。
			93	健康体操教室	若い世代からの生活習慣病予防・介護予防に取り組み、全市民を対象に、高齢になっても障害を持っていても、住み慣れた地域で、健康でいきいきした生活を送れるようにします。	健康増進課	C	事業について、市ホームページへの掲載や区会回覧を行ったほか、企画教室や企業連携教室において周知を行いました。また、新規参加者を募集するためのチラシを作成し、健康体操教室を利用する各団体に配布しました。令和6年度は年間で3団体、令和7年度は9月末までに1団体申込がありました。参加延べ人数は、令和6年度は7,564人、令和7年度は9月末で3,708人です。
			94	成人健診事業	集団健診（特定健診・後期高齢者健診・各種がん検診）及び医療機関健診など、健康保持の場を提供するとともに、障害者への健診案内や実施における配慮を行います。さらに、健診結果をもとに生活習慣の改善ができるよう特定保健指導や重症化予防を行います。	健康増進課	C	集団健診では特定健診・後期高齢者健診・各種がん検診の受診勧奨を行い双方の受診率向上を図りました。体の不自由な方に対し、階段のない健診会場の案内や段々の状況に沿った検診の受診案内を行いました。また、検査数値の高い方へ受診勧奨や特定保健指導対象者へ生活習慣改善指導を行いました。令和7年度も同様の事業を実施しています。
						国民健康保険課	B	特定健診の受診勧奨通知を集団健診予約開始前（1月・7月）に、7月末には未受診の65歳～74歳を対象とした電話による受診勧奨も実施しました。さらに、未受診の40代、50代に対しては11月に受診勧奨通知を再度送付しました。 令和6年度特定健診受診率は、36.3%と、前年度から1.5ポイント増加しました。 また、生活習慣改善のため、特定健診データを基にして対象者へ特定保健指導を実施しています。糖尿病重症化予防についても、しべつから対象者を抽出し保健指導を継続実施しています。特定健診受診率は近年上昇傾向にありますが、さらに向上させるために引き続き受診勧奨を継続していきます。
						医療年金課	B	健診受診券の送付以外に春・秋の集団健診のお知らせハガキを送付することで後期高齢者健診の受診勧奨を行い受診率向上を図りました。体の不自由な方に対し、階段のない健診会場の案内や、かかりつけ医がある場合は医療機関健診も受けられる等、個々の状況に沿った検診の受診案内を行いました。
6-2 早期発見体制の充実								
			95	あかちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	新生児・乳児期に家庭を訪問することにより、異常を早期に発見し、適切な治療等に結びつきます。また、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や療育環境の把握及び助言を行い、支援の必要な家庭に対しては適切なサービスが提供できるよう、関係課と連携を図っていきます。	こども未来センター	B	・支援の必要な家庭に対して適切な支援を実施するため、こども未来センターでの情報共有やケース検討、他市町村や医療機関、関係課（こども政策課、幼児保育課等）と連携をしています。 【実績】 ・令和6年度 2,148人（実施率99.8%） ・令和7年度4～9月 1,063人
			96	1歳6か月乳児健康診査	専門職の問診指導、相談等により1歳6か月乳児の心身の発育や発達の違い、疾病等を早期に発見するとともに、育児方法や食生活など適切な指導を行い、保護者が安心して楽しく育児ができるよう、母子健診の充実に努めます。	こども未来センター	B	・専門職による電話フォローやのびのび子育て教室、すこやか健康相談等のサービスにつなげています。引き続き、疾病の早期発見と保護者が安心して育児ができるよう母子健診の充実に努めていきます。 【実績】 ・令和6年度 2,301人（実施率95.6%） ※他市町村受診者4名含まず 心身のフォロー件数 556人 ・令和7年度4月～9月 975人
			97	3歳児健康診査	専門職の問診指導、相談等により3歳児の心身の発育や発達の違い、疾病等を早期に発見し必要に応じて発達相談や療育等のサービスにつなげます。また、育児方法や食生活など適切な指導を行い、保護者が安心して楽しく育児ができるよう、母子健診の充実に努めます。	こども未来センター	B	・専門職による電話フォローや発達相談等のサービスにつなげています。引き続き、疾病の早期発見と保護者が安心して育児ができるよう母子健診の充実に努めていきます。 【実績】 ・令和6年度 2,398人（実施率95.3%） 心身のフォロー件数 858人 ・令和7年度4月～9月 1,107人
			98	すこやか健康相談	乳幼児を持つ保護者等を対象に、成長発達全般・生活習慣・栄養等の相談・助言及び情報提供を行います。不安を軽減し、安心して育児ができるよう努めることで乳幼児の健やかな成長を支援します。また、支援の必要な家庭に対しては、適切なサービスを提供できるよう関係者・他課及び関係機関との連携を図っていきます。	こども未来センター	B	・保健師および管理栄養士が個別相談を実施 ・各保健センター及び市役所で実施 ・相談内容としては、乳児の離乳食に関する内容が最多 【実績】 【令和6年度】相談者数：延2,186人、実施回数：133回 【令和7年度（9月末時点）】相談者数：延1,143人、実施回数：70回
			99	子育て出前講座	乳幼児を持つ保護者や育児支援者に対し、子どもの健康や栄養指導、歯科指導等について出前講座を実施し、地域に根ざした育児支援を展開するとともに、子育ての不安軽減に努めます。	こども未来センター	B	R6年度525人、R7年度9月末時点で221人へ出前講座を行いました。 R6参加者内訳：保護者228名、乳児102名、幼児116名、学童1名、その他78名。 個別相談件数は延120件でした。 講座は延27件実施しました。主な内容はトイレトレーニング6件、離乳食6件、むし歯予防4件、応急処置4件、幼児食3件、しつけの基本2件、熱中症予防1件、事故予防1件となっており、子育ての情報を提供しました。
6-3 精神医療体制の充実								
			100	市長同意による医療保護入院事務	医療機関から医療保護入院に関する依頼があったものについて、医療保護入院手続きを速やかに実施します。	健康増進課	B	令和6年度は、新規・更新を含め合計22件の市長同意の依頼が市内外きめ7つの医療機関からあり、令和7年4月～9月末には3つの医療機関から10件の依頼がありました。いずれのケースも事前に医療機関との情報共有や保健所との連携を行い速やかに手続きを実施することができました。
			101	連携による在宅支援体制の充実	地域移行支援事業・地域定着支援事業の促進を図り精神障害者等の社会参加を促します。さらに地域において社会福祉施設等との連携を図り、在宅における支援体制の充実に努めます。	障害福祉課	B	令和6年4月から令和7年9月にかけて、延べ12名に地域移行支援事業を、延べ16名に地域定着支援事業を提供しました。
6-4 保健・医療体制の整備								
			102	健康増進計画推進事業	健康づくり推進協議会を年に2回開催し、協議会からの意見を計画内容に反映させていくとともに、第5期健康増進計画「健康つくば21」の策定に向けて、準備を進めます。毎年度末、各分野から提出される進捗管理表を参考に、PDCA サイクルマネジメントに基づいて計画全体の評価をしていきます。	健康増進課	B	・健康づくり推進協議会を年に2回開催し、つくば市の健康づくり推進事業について協議しました。 ・年度終了後には進捗管理、計画評価を行い、上記協議会での委員の意見について、活動計画に反映しました。 ・令和6年度の市民アンケート調査を経て、プラン案を作成し、パブリックコメントを実施した。今後、協議会を経て令和7年度内に計画を策定する予定です。
			103	医療福祉費支給制度	医療福祉費支給制度（小児・重度心身障害者等）について、県及び市制度に基づき実施していきます。また、制度の見直しについて県の動向を察見しながら検討していきます。	医療年金課	B	対象者の保険適用となる医療費の一部を助成しています。また、令和6年4月1日から県の制度拡充に合わせて市の条例改正等を行い、重度心身障害者等医療福祉制度の対象者の拡大を行いました。

第3次つくば市障害者計画 進捗評価表

基本理念	基本目標	大目標	番号	事業	事業概要	所管・担当課	進捗評価（原則R7.9.30時点）	
							進捗評価（5段階）	評価の根拠（取り組んだ内容や成果・課題など）
			104	障害児受入れ医療機関等への支援	市内医療機関等に対し、医療ケアが必要な障害児に対する短期入所事業所や日中一時支援事業所の設置を働きかけ、必要に応じ県と連携を図り、円滑に事業所指定の手続きが進むよう医療機関等を支援していきます。	障害福祉課	B	他市町村の取組みについて調査を行うとともに、茨城県に対して、事業所に対する補助制度について要望しています。また、令和7年度より開始した「つくば市医療的ケア児等の短期入所受入事業補助金」を市内医療機関等に案内し、受入れが進むよう取り組んでいます。
			105	感染症対策事業	新型コロナウイルス等対策行動計画に基づき、感染症の発生予防と感染拡大防止のための体制を整え、感染症発生の際段階に応じた対策を実施します。また、感染症に関する情報・知識を普及し、感染症の予防に努めます。	健康増進課	B	・上位計画である政府行動計画、茨城県行動計画の変更を受け、つくば市新型コロナウイルス等対策行動計画についても変更しました。（令和8年3月公表予定） ・新型コロナウイルス等対策行動計画に基づき、感染症危機に際する平時の備えとして、職員を対象に令和7年度新型コロナウイルス等対策講習会を実施しました。昨年度は本庁舎職員を対象に行ったため、今年度は感染対策についてより現場で対応すると想定される出先機関職員を対象に実施しました。（参加者 R5年度：38名 R6年度：62名 R7年度：47名）
7 教育・療育の充実								
7-1 障害児への支援								
			106	障害児の総合的な支援体制の整備	障害児が、地域の中で適切な治療・教育・教育が受けられるよう、市の機関に配置されている専門職と連携して、総合的な支援体制の整備を図ります。	障害福祉課	B	福祉支援センターの児童発達支援事業を利用している児童が所属している保育所や幼稚園に、福祉支援センターの保育士等が出向き、子どもの状況や支援方法について情報共有し、支援の充実を図っています。
			107	おもちゃライブラリー事業	「おもちゃライブラリー」の活動PRを推進し、障害児のより活発な利用を呼びかけていきます。	社会福祉協議会	B	通常のおもちゃライブラリーの他、おもちゃドクターによるミニイベント（工作/スカイ・チャトル作り）を開催し、活動PRを行いました。
			108	障害のある保護者への配慮	障害者が同居する低所得世帯等に対する認可保育所（園）の保育料適正化を図ります。	幼児保育課	B	保育料は母親の市民税額の合計により決定しています。障害者手帳をお持ちの方がいる低所得世帯への負担軽減を実施しております。
			109	ペアレントトレーニング・ペアレントメンター	発達の子になる児童の保護者が児童への接し方を学ぶとともに、他の保護者と一緒に学ぶことでストレスの軽減を図るペアレントトレーニングを行います。 発達障害のある子どもを持つ保護者に対し、同じような子育て経験のある立場から共感的なサポートや地域資源の情報提供を行う、ペアレントメンターの活動を支援します。	障害福祉課	B	ペアレントトレーニングについては、令和6年度は2クールに加え、フォローアップ講座を実施し、延べ76名が参加しました。令和7年度上半期は1クール実施し、延べ22名が参加しています。 ペアレントメンターについては、令和6年度は年2回、計16名の参加者がメンターを交えて協会の相談や情報交換を行いました。令和7年度上半期は1回実施し、5名の参加者が相談や情報交換を行いました。
			110	障害児及び医療的ケア児の保育所での受入れ体制の整備	公立保育所における加配保育士の配置や、民間保育園における加配保育士の人件費補助を行うことで、障害児の状況に応じた受入れ体制の整備に努めます。 また、公立保育所においては「保育所における医療的ケア児受入ガイドライン」に沿った医療的ケア児及びその家族に対する適切な支援と、民間保育園等へ看護師配置人件費等の補助事業を行い、安全・安心な保育のため、各保育所の保育体制や環境等に十分配慮しながら、保護者、保育所の双方との調整に努めます。	幼児保育課	B	【障害児受入れ】 公立保育所では、加配職員を配置することで、19か所156人（R7.4.1時点）の障害児受入れをしております。 民間保育園等では、加配職員の人件費に対する補助金を給付しており、51か所301人（R6実績）の障害児受入れへ繋がっております。 【医療的ケア受入れ】 看護師の人件費等に対する補助を活用し、保育施設において4施設4人の医療的ケア児の受け入れをしました（R6実績）。
			111	療育の質の向上のための関係福祉施設の連携の強化	児童発達支援事業や障害児保育等、地域における療育の質を高めるため、通園施設が有する専門的な療育機能を地域療育の場として利用できるよう、訪問指導や研修会の開催等を行い、関係福祉施設との連携強化に努めます。	障害福祉課	B	市内保育所や幼稚園、子育て支援センター等の保護者や支援者を対象とした研修会で等々令和6年度は計5回、令和7年度上半期は2回の研修会、3名の動画視聴で障害児の専門職が講師を務め、関係機関との連携強化や支援の質の向上に努めました。
			112	障害児に配慮した施設の整備	障害児の入園・入学を関係部署と連携しながら事前に把握し、速やかに段差解消、手すり設置などの施設整備に努めていきます。	教育施設課	B	対応が必要な学校で、手摺の新設等のバリアフリー化工事を行いました。 ①手代木南小学校→多目的トイレの新設 ②上郷小学校、竹園東中学校→スロープ設置による段差解消、思いやり駐車場の設置
			113	障害児教育の充実	障害のある幼児が幼稚園入園後に適切な支援が受けられるよう、教職員向けの研修会を実施するとともに必要に応じて巡回相談を実施します。 障害児が安全に安心して幼稚園生活を送れるよう、教員の指導補助を行う特別支援教育支援員を配置します。 本人、保護者が安心して就学を迎え一貫した支援が受けられるよう、一人ひとりの障害に応じた就学相談を実施し、学校への移行支援を行います。	特別支援教育推進室	B	幼稚園に向けての研修会は令和5年度1回、令和6年度1回、令和7年度（4月～9月）1回実施しました。県立特別支援学校からの巡回相談は令和5年度5回、令和6年度1回、令和7年度（4月～9月）12回で、幼稚園からの依頼は増加傾向にあります。 幼稚園に年度当初配置した支援員は、令和5年度44人、令和6年度46人、令和7年度43人です。 就学相談の人数は令和5年度278人、令和6年度264人、令和7年度（4月～9月）228人です。安心して就学を迎えられるよう、引き続き適切な就学相談を行います。
			114	障害児支援体制の整備	児童発達支援センターの必要な機能である障害児相談支援、保育所等訪問支援、児童発達支援事業を実施し、障害児支援体制の充実を図ります。	障害福祉課	A	令和2年度から障害児相談支援事業、令和3年度から保育所等訪問支援事業を開始し、福祉支援センターの児童発達支援事業も継続して実施しています。令和5年10月から新たな発達支援事業として早期支援クラスを開始し、延べ229名が参加しました。（令和6年4月～令和7年9月）
			115	障害児相談支援事業	障害児が障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	障害福祉課	B	特定相談支援事業所の開設の相談があった際に、障害児相談支援の同時開設を促し、事業所数の増加を図っています。令和6年度は新たに3事業所、令和7年度は新たに2事業所開設されています。
			116	医療的ケア児の支援体制の整備	医療的ケアが必要な障害児が、必要とする支援を円滑に受けることができるように、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、支援を行う関係機関等との連絡・調整等を行い、連携を図ります。	障害福祉課	B	医療的ケア児等相談窓口には、医療的ケア児等コーディネーターを配置しており、令和7年度は新たに2名がコーディネーター研修を修了しました。対象者の相談内容に応じて、適切な支援につながるよう、庁内外の関係機関と連携を図っています。
			117	巡回発達相談	保育所・保育園等を巡回し、発達面で気になる子、関わり方の難しさを抱えている子の関わり方について、保育士に助言を行います。	こども未来センター	B	公認心理師による巡回発達相談を実施し、保護者から同意を得た上で、保育施設にて保育士からの相談に対応しました。また、保護者からの相談や子育て相談等を保育士を通して保護者に回答、助言を行いました。 【令和6年度】施設数：39か所 対象児童人数：101人 【令和7年度】施設数：48か所（予定）
7-2 学校教育の充実								
			118	放課後児童健全育成事業の整備	放課後児童健全育成事業について、集団生活で配慮が必要な児童については、状況を把握し、加配指導員を配置するなど受入れ体制の整備に努めていきます。	こども育成課	C	必要となる加配指導員の配置は概ねできていますが、加配指導員を確保するための応募が少ない状況です。
			119	全職員で取り組む特別支援教育の充実	管理職及び特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の強化や校内委員会等の計画的・継続的実施に努め、学校に助言を行います。 通常の学級におけるユニバーサルデザイン授業の推進とともに、特別支援学級担任や特別支援教育支援員との連携によりチームでの一貫した支援ができるよう学校に助言を行います。	特別支援教育推進室	B	学校等の通常の学級担任対象の研修会については、令和5年度2回、令和6年度2回、令和7年度（4月～9月）1回実施しています。 支援に必要な児童生徒が増加しているため、引き続き校内支援体制の強化のために助言を行います。

第3次つくば市障害者計画 進捗評価表

基本理念	基本目標	大目標	番号	事業	事業概要	所管・担当課	進捗評価（原則R7.9.30時点）	
							進捗評価（5段階）	評価の根拠（取り組んだ内容や成果・課題など）
			120	特別支援学級の指導の充実	特別支援学級の障害種別に応じ、担当教員が専門性を持って適切な指導ができるよう、大学や特別支援学校等の関係機関との連携を図ります。	特別支援教育推進室	B	県立特別支援学校から小中学校・義務教育学校への巡回相談は令和5年度38回、令和6年度92回、令和7年度（4月～9月）52回で、学校等からの依頼は増加傾向にあります。引き続き大学や特別支援学校等の関係機関との連携を図ります。
			121	障害のある児童生徒の教育の充実（14の再掲）	学校等の要請に応じ巡回相談を実施し、指導及び支援の方法や支援体制について助言を行います。 県立特別支援学校と市内小中学校等との連携を図り、多様な交流を実施します。併せて、通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習を推進します。 障害のある児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、教員の指導補助を行う特別支援教育支援員を、必要に応じ小中学校等に配置します。	特別支援教育推進室	B	小中学校・義務教育学校への巡回相談について、県立特別支援学校から令和5年度38回、令和6年度92回、令和7年度（4月～9月）52回、特別支援教育推進室からは令和5年度15回、令和6年度47回、令和7年度（4月～9月）12回実施しており、学校からの依頼は増加傾向にあります。 小中学校・義務教育学校に年度当初配置した支援員は、令和5年度157人、令和6年度167人、令和7年度190人です。 学校等の実態を把握し、引き続き支援体制の整備に努めます。
			122	教職員の資質の向上	小中学校・義務教育学校の教職員が「特別支援教育」や各障害特性を正しく理解し、適切な指導・支援ができるよう、研修の機会や対象者、内容を工夫して毎年度見直しを行い、研修会を実施します。	特別支援教育推進室	B	研修会については、学校等の特別支援教育コーディネーター対象令和5年度2回、令和6年度3回、令和7年度（4月～9月）2回、管理職対象令和5年度2回、令和6年度3回、令和7年度（4月～9月）2回、通常の学級担任対象令和5年度2回、令和6年度2回、令和7年度（4月～9月）1回実施しています。また、積み書きに特化した研修を令和5年度8回、令和6年度8回、令和7年度（4月～9月）4回実施しています。引き続き適切な指導・支援ができるよう研修を実施します。
			8 就労に向けた支援					
			8-1 就労機会の充実					
			123	就労系福祉サービスの充実	就労系福祉サービスへの事業者の参入を促し、障害者に対して就労移行支援、就労定着支援、就労選択支援などの福祉サービスの利用を促進することで、障害者の就職と継続した就労を支援します。	障害福祉課	B	就労系福祉サービス事業所は、令和6年度に6事業所、令和7年度上半期に1事業所、市内に新たに開設されています。また、令和6年度は190名、令和7年度上半期は121名が新たに就労系福祉サービスの利用を開始しています。
			124	公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化	障害者の就労環境の向上を図るため、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化を図ります。 「障害者福祉ガイドブック」等を活用した就労にかかわる相談窓口の案内等を行います。 特別支援学校や障害者職業センターと連携し、職場実習等の訓練指導を支援するとともに、障害者職業センターで実施している職業準備支援等を活用し、就労希望のある方の職業的自立の促進を図ります。	障害者地域支援室	B	公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターと連携し、令和7年度は障害者就労支援機関と障害者雇用を希望する企業との面談会を開催しました。また、就労系障害福祉サービスガイドブックを活用し、就労の準備としての福祉サービス利用の案内も行っています。
			125	就労面接会の実施	障害者の自立支援のため、就職の機会を増やすことを目的とした面接会を実施します。	障害者地域支援室	B	令和7年度は、企業16社、就労支援事業所16か所参加により、障害者雇用に関する情報交換を主とした交流会を開催しました。
			126	雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	企業等に就労する重度障害者が雇用施策による補助金等を活用してもなお就労に支障が残る場合や重度障害者が自営業等として働く場合に通勤や職場等における支援を確保し、重度障害者等の就労機会の拡大をサポートします。	障害福祉課	B	市ホームページ等を通して周知を図り、相談支援員と連携を取りながら、必要な人が事業を利用できるよう努めており、令和7年9月末時点で2名が本事業を利用しています。
			127	つくば市雇用促進交付金	障害者の雇用促進と障害者に対する事業者の理解促進を図るため、障害者である市民を新たに雇用した事業者に交付金を支給します。	産業振興課	D	雇用促進交付金（障害者一般型及び障害者学生アルバイト型）を交付しているが、当該交付金の申請はなく、事業の在り方を含めた再検討が必要な状況である。 昨年度から障害者雇用について知見のある事業者・大学・支援機関等による「障害者雇用に関する勉強会」を開催し、障害者雇用を取り巻く状況の共有や必要とされる支援策について意見交換を行っている。 本勉強会については、令和8年度から「（仮称）つくば市障害者雇用支援に関する懇話会」に改組し、引き続き障害者雇用に関する支援策の方向性について意見を交わす予定である。 【交付件数】 令和5年度：1件 令和6年度：1件 令和7年度：0件
			8-2 就労の場の確保					
			128	障害者就労施設等からの物品及び役務の調達	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進し、障害者就労施設等で働く障害者の自立の促進を図ります。	障害者地域支援室	B	庁内各部の優先調達での発注案件の掘り起こしに取組み、そのいくつかは新規調達につながっています。 令和6年度調達実績：7,965,305円 令和7年度4月～9月調達額：1,743,332円
			129	福祉施設等の物品販売の充実	障害者地域支援室主催イベントや他の市主催イベントのほか、庁舎内店舗での販売など、各福祉施設等と連携を図り、物品販売の充実を図ります。	障害者地域支援室	B	障害者地域支援室主催イベントや他の市主催イベントのほか、庁舎内店舗「憩点」での販売など物品販売を行っています。
			9 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実					
			9-1 社会活動への参加と交流の促進					
			130	社会参加への支援	障害者の社会参加を促進するため、障害福祉サービス及び地域生活支援事業、その他のボランティア事業等の充実を図ります。	障害者地域支援室	B	おひさまサンサン生き生きまつり等市民が参加するイベントや各福祉施設等による物品販売会を開催しました。
			131	チャレンジアートフェスティバルの実施	障害者が制作した作品の展示と演劇等の舞台発表を通して、障害者の社会参加を促進し、市民の障害者に対する理解を深めます。	障害者地域支援室	B	療育（令和7年6月）および市役所（令和8年2月予定）に巡回展を開催すること、市民文化館で展示を行うことで、本イベントの周知を図るとともに、市民の障害者に対する理解と認識を深めることに取組みました。また、令和8年3月の開催に向けて、実行委員会を2回開催し、協議を重ねています。
						社会福祉協議会	B	障害者（児）等が制作した作品の展示等を通して生きがい高め、自立と社会参加を促進するとともに、市民の障害者に対する理解を深めることができました。 【舞台発表】 新型コロナウイルス感染症の影響により中止とし、パフォーマンス映像の作品を作品展示期間中につくば文化会館アルスホールにて上映 【作品展示】 ＜場所＞茨城県つくば美術館・アルスホール ＜来場者＞1,314名 ＜内容＞[出展者]33団体（719名）、個人14名 合計723名 [作品数]315点 *パフォーマンス映像5作品含む

第3次つくば市障害者計画 進捗評価表

基本理念	基本目標	大目標	番号	事業	事業概要	所管・担当課	進捗評価（原則R7.9.30時点）	
							進捗評価（5段階）	評価の根拠（取り組みの内容や成果・課題など）
			132	おひさまサンサン生き生きまつの実施	障害者の社会参加への意欲向上や高齢者の健康増進を図るため、参加者相互の理解を深め、福祉のまちづくりへの意識を高めることに努めます。	障害者地域支援室	C	研究学園駅前公園で開催し、雨天のため午前中のプログラムのみの実施となりましたが、障害者と高齢者が一丸となり、イベントに参加することで参加者相互の理解を深めることができました。参加者については、雨天の中での開催となり、前年度（841人）より減少しました。引き続き、天候への配慮をきめ、安全な運営方法を検討していきます。 R6実績：計795人（高齢者：429人、障害者：228人、来賓11人、関係者：127人）
						高齢福祉課	C	研究学園駅前公園で開催しましたが、雨天のため午前中のプログラムのみの実施となりました。 障害者と高齢者が同じプログラムに参加し交流することで、お互いに理解を深め福祉への理解を図ることができました。 参加者数（R5：841、R6：795） 詳細については、雨天の中での開催で参加者は減少したものの、事業の目的を果たすことができていたことでC評価としています。 引き続き安全に配慮した運営方法を検討する必要があると考えています。
			133	障害者のスポーツ活動の推進	障害者のスポーツ活動をサポートする人材の育成を目指し、必要な事業の実施に努めます。また、すべての市民の障害者スポーツに対する認知度や興味を高めていくことを目指し、県や各種団体が主催するイベントや講座の周知を行うとともに、参加・体験型のスポーツイベントを実施して障害者の社会参画や交流を促進します。	障害者地域支援室	B	スポーツ振興課と障害者スポーツに関する情報を適宜共有し、県や市、各種団体が主催するイベントや講座の周知を行いました。
						スポーツ振興課	B	・令和6年10月に開催した「スポーツフェスティバル&つくば2024」において、車いすバスケットボールや卓球バレー、ゴールボール、ボッチャといったパラスポーツの体験ブースを出展し、市内外から966名の参加がありました。 ・知的障害や発達障害のある人が地域のトレーニングジムを体験利用する「地域スポーツ体験会」を開催し、障害者における運動習慣の定着を促進しました。また、参加者の活動をスポーツ推進委員が支援することにより、スポーツを「支える人」の養成にも寄与しました。 ・シッティングスポーツ協会の協力の下、ボッチャや車いすバスケットボールといったパラスポーツの指導者を小中学校へ派遣する「障害者スポーツ体験出張教室」を令和7年度に開始し、貴重な体験を通して児童生徒におけるパラスポーツへの理解を促進しました。（R7上半期は、5校219名の児童生徒が受講。）
			134	みんなでDOスポーツ	障害児を対象に簡単なスポーツ等を実施し、心身のリフレッシュを図るとともに学生ボランティアとの交流を図ります。	社会福祉協議会	B	対面での活動を基本として、新型コロナウイルス感染拡大状況に応じてオンラインでDoスポーツ！を実施し、「コロナ禍でも体を動かしたい」という参加者ニーズに対応できました。
			135	障害児運動教室	情緒の安定等、精神的・身体的な健康増進のため、気軽にできる運動教室を実施します。	障害者地域支援室	B	軽度の運動を通じて、障害児の体力増強・交流・余暇活動を図ることを目的として、運動教室を月に一度開催しています。
		9-2	生涯学習の推進					
			136	障害者の生涯学習関連事業	生涯学習の情報提供を行います。 障害者が自ら生涯学習を楽しめる講座を実施します。	生涯学習推進課	B	障害者のための生涯学習講座「卓球バレー体験講座」を令和6年(2024年)11月30日(土)に開催しました。4団体が参加し、卓球バレーをとおしてスポーツを楽しむことや参加者同士の交流をもつ機会を提供することができました。令和7年度は、令和7年(2025年)11月29日(土)に開催予定です。
			137	高齢者・障害者のためのパソコン相談	障害者等を対象にパソコン教室を開催し、インターネット等を活用した仲間づくりや市ホームページへのアクセス等を支援します。	社会福祉課 社会福祉協議会	B	毎月2回（第1・第3土曜日10:00～15:00）ボランティアの協力によるパソコン操作全般に関する相談会を開催し、支援しました。

変更点

・担当課

番号	変更前	変更後
12	社会福祉協議会	社会福祉課・社会福祉協議会
15	社会福祉協議会	社会福祉課・社会福祉協議会
17	社会福祉協議会	社会福祉課・社会福祉協議会
18	社会福祉協議会	社会福祉課・社会福祉協議会
19	社会福祉協議会	社会福祉課・社会福祉協議会
46	社会福祉協議会	社会福祉課・社会福祉協議会
105	予防接種・感染症対策室	健康増進課
137	社会福祉協議会	社会福祉課・社会福祉協議会

・事業名

番号	変更前	変更後
99	出前健康講座(こども編)	子育て出前講座

・事業概要

番号	変更前	変更後
89	小説などの録音資料(CD)、大きな活字の本、点訳ボランティアが作成した点字絵本、やさしく読めるLLブック、電子書籍などを備えていきます。	大きな活字の本、点字資料(点訳ボランティアが作成した点字絵本等)、易しい言葉で書かれたLLブック、小説などの録音資料(CD)、電子書籍などを備えていきます。
137	障害者等を対象にパソコン教室を開催し、インターネット等を活用した仲間づくりや市ホームページへのアクセス等を支援します。	高齢者・障害者等を対象に、ボランティアの協力により相談会を開催し、パソコン等の活用を支援します。

新規事業

事業	事業概要	取り組んだ内容や成果・課題など	今後の方針等	担当課
視覚障害者向けナビゲーションシステム「shikAI」導入事業	令和6年11月から、つくばエクスプレス(TX)つくば駅とつくばセンターバスターミナル間において、視覚障害者の移動をサポートするため、視覚障害者向けのナビゲーションシステム「shikAI(シカイ)」を導入した。「shikAI(シカイ)」は、点字ブロック上に敷設されたQRコードを、専用アプリで起動したスマートフォンのカメラで読み取ることで、現在地から目的地までの正確な移動ルートを音声で誘導及び案内するシステムである。	筑波技術大学の学生(視覚障害者)も交えた実証実験の実施などに取り組んだ上で、導入を決定した。 本システムの導入により、鉄道とバスという公共交通機関の乗り換えにおける視覚障害者のシームレスな移動がサポート可能になり、乗り継ぎ利便性が向上した。 一方で、視覚障害者につくば駅でshikAIが利用可能であることを認知してもらう必要があるため、継続的な周知方法が課題である。	つくば駅に敷設されたQRコードの管理のほか、引き続きTXと連携及び協議を行い、他の駅への導入拡大が可能か検討する。	総合交通政策課
つくば市医療的ケア児等の短期入所受入事業補助金	市内に居住する医療的ケア児等を受け入れている、市内短期入所事業所に補助金を交付し、受入事業所の増加を図る。	重度心身障害児(者)の受け入れ場所の増加を図るため、看護職員等配置に係る人件費等にあてるための補助制度を開始した。 現在2事業所が交付申請を行っている。	電子メール・ホームページにより来年度も周知を行うほか、新しくグループホームを立ち上げる事業所に案内するなどして、さらに多くの事業所で活用されるように取り組んでいく。	障害福祉課